

香川県広域水道企業団物品の買入れ等における競争入札心得

1 入札の一般注意

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書、指名競争入札執行通知書等の契約担当者が示す書類（以下「入札関係書類」という。）を熟知するとともに、別紙の暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、入札しなければならない。
- (2) 入札者は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、入札関係書類に示した日時までに入札書を提出すること。ただし、書面による入札（以下「紙入札」という。）を認めた場合は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が定めた様式により作成し、入札関係書類に示した日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムによる場合は、電子入札システムに利用者登録した電子証明書（IC カード）を使用すること。
- (4) 紙入札の場合は、入札書は指定の様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記すること。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、封書にし、投函すること。封書には、件名、商号又は名称等を記入すること。
- (5) 入札参加者は指定時刻に遅れた場合、入札に参加できないので、指定の時刻までに必ず出席すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意の様式）を提出すること。
- (6) 指名競争入札の場合、入札者は企業団が指名した者とする。
- (7) 入札者は他の入札者の代理人となつてはならない。
- (8) 電子入札システムによる場合は、代理人の入札は認めない。紙入札による場合は、本人又は代理人による入札とし、代理人が入札する場合は入札前に委任状を提出すること。

2 入札書についての注意

- (1) 入札書は1件ごとに別紙とすること。
- (2) 入札は1件につき1業者1通とすること。
- (3) 入札者の住所氏名欄は、電子入札システムによる場合は、法人にあつては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入すること。
紙入札による場合は、法人にあつては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人にあつては委任者の住所、氏名（法人にあつては法人名）を記入するとともに、その下段に代理人の氏名を記入し、代理人の印（委任状で届けた印鑑）を押印すること。
- (4) 入札金額はアラビア数字で記入すること。
- (5) 入札金額は訂正しないこと。
- (6) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

3 落札者決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格でもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合は、これ以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 同じ入札価格を提示した者が2人以上あるときは、電子入札システムによる場合は電子くじによって、紙入札の場合は直ちにくじによって落札者を決定する。（くじの辞退はできない。）
- (3) 開札後、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないときは直ちに再度の入札を行う。この場合、初回の入札において無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

- (4) 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とする。なお、再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者がなかった場合は入札を打ち切り、随意契約により予定価格の範囲内で契約することがある。
- (6) 落札決定を受けた者が辞退した場合は、その落札金額以下の額で随意契約により契約を行なうことがある。
- (7) 落札者は、入札担当者の指示により、当該入札書の入札金額の内訳の分かる「内訳書」及び「課税・免税事業者届出書」を提出すること。

4 入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税の軽減税率制度の対象となる品目については108分の100）に相当する金額を記載すること。

5 契約金額

入札書に記載される金額に当該金額の100分の10（消費税の軽減税率制度の対象となる品目については100分の8）に相当する金額を加算した金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

6 その他

(1) 無効入札

次のいずれかに該当する場合における入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のないもの又は指名していない者が入札した場合
- ② 入札者が連合して入札したと認められる場合
- ③ 入札に際し不正の行為があった場合
- ④ 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をした場合
- ⑤ 入札保証金の納付を必要とする場合で入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合
- ⑥ 入札書に氏名その他重要な文字が誤脱し、又は不明である場合
- ⑦ 入札書の金額を訂正した場合
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

(2) 入札又は開札の中止、取り消し及び延期

- ① 指名競争入札の場合は、辞退等により、入札参加者が1者となったときは、入札の執行を取りやめる。（※一般競争入札の場合は、1者のみであっても入札を執行する。）
- ② 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(3) 契約締結の期限

落札者は、企業団から契約書案の送付を受けた日から5日（休日（香川県広域水道企業団の休日）を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約

の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

(4) 予約完結権の譲渡禁止

落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

企業団の物品の買入れ等の契約に係る競争入札への参加、契約の履行に当たっては、関係諸規程並びに担当職員の指示事項を遵守し、決して不正の行為をしないことを誓約します。

また、当社（個人の場合にあつては私、団体の場合にあつては当団体）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者ではなく香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）別表10の項から15の項までのいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

【参考】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものにあたる違法な行為をいう。
- （2） 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- （3） 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- （4）・（5） 略
- （6） 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- （7）・（8） 略

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- （1） 指定暴力団員
- （2） 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （3） 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- （4） 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2～4 略

香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）別表（抜粋）

（暴力団関係者）

- 10 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「代表一般役員等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 11 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- 12 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- 13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 14 契約等の相手方が10の項から前項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- 15 10の項から13の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）において、企業団が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。